

## 持続可能な調達ワーキンググループ（第25回）

### 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日 時：平成30年8月24日 14:00～16:30

会 場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

#### 1. 本日の議事その他について

事務局：本日の議事については次第のとおり。木材の調達基準について検討する3回目となる。本日は、木材の輸入事業を行っている事業者の方、国内で針葉樹型枠を生産している事業者の方、建設現場で型枠を使用する型枠工事事業者の方からヒアリングする回としたい。また、最後に、通報受付窓口の実施状況についてご報告する。こちらは本委員のみで行う。

#### 2. 木材の調達基準の検討について

事務局：本日はヒアリングのため4つの企業・団体にお越しいただいた。最初に、木材の輸入事業者の企業2社から、木材調達における取組の状況についてご説明いただく。なお、今回は個別企業名については伏せた形でのご説明とさせていただくので、A社、B社とさせていただきます。その次に、日本合板工業組合連合会から国産型枠の普及の取組についてご説明いただく。さらに、その後、型枠を実際に使用するユーザーの立場から、日本型枠工事業協会よりご説明いただく。

A社より資料2-1に沿って説明

B社より資料2-2に沿って説明

日本合板工業組合連合会より資料2-3に沿って説明

日本型枠工事業協会より資料2-4に沿って説明

秋月：これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

天野：前回インドネシアの木材の出方の説明を聴いた。プランテーションを造るときの皆伐材が入ってくるが、それは合法材という説明だった。そういう意味でいうと問題ないと思うのだが、B社からのご説明で持続可能な木材というのに限定されているという

話をされていたので、これならよいなと思った。合法でもそういったものは外されていると理解していいのか。

B 社：持続可能な木材というのは、A社のプレゼンにあった「エコ」と同じで定義が曖昧なところがあると思うが、実態としては、転換された森林からの木材も入っている。どういう考え方をするかだが、ライセンスされた面積のうち一定面積を転換してよいという許可が与えられているという時点で、インドネシア政府としてはそこまで含めて、持続可能性の枠の中で許可が与えられているという考え方と理解している。10年以上前だが、最初に「合法性の確認」と言ったら営業部門からは抵抗があったが、とにかく確認してくれというスタート状況だった。今、社内では、転換林からの材をもっと積極的に排除していかないと森林減少に対する世の中の懸念に応えられないのではないかということが議論になっているが、今日現在で言えばそういう材も入ってきている。

天野：世界的には、森林を農園に転換するコンセッションが出ているのが持続可能性における大きな問題。合法材のなかでもリスクを軽減するためには、100%は無理だとしても、トレースすることができればよいと思う。トレースするというのは技術的には可能なのか。

B 社：工場に入ってくる原木の調達業者がどこから調達してきているか、もしくは、地域であったり、どういうコンセッションか、PHPLなのか植林木なのか転換林のかななどの確認できるし、伐採地までトレーサビリティはある。あとは、工場の中でそれを分別することが可能なかどうか、その追加の手間をどう考えるかということだと思ふ。

肥後：A社に3つほど確認したい。説明のあった資料の中に工場のラインがあるが、FSC材以外のラインはないのか。ある場合はその割合を教えてください。資料には、FSC、PEFC、SEGCが記載されているが、今、扱っているのはFSCだけか。それ以外も扱っている場合には、その割合を教えてください。また、認証材の扱い量を増やそうとしているのか、現状としてどのくらいなのかもお聞きしたい。

A 社：FSC専用のラインのものを写真で出したが、そうでないところもある。マークがあるかないかだが、ほぼFM認証の森から伐っており、ユーザーがFSCの材が欲しいということであればマークはつけるが、マークがないが認証林から伐り出されたものもある。工場によって比率は違うが、代表的なところだと、ロットリーベースでいくと、1/3がFSC専用ライン。日本以外にも、アメリカ向けなどもやっており、日本の量よりも諸外国の方が多のが現状。FSCだけではなく、PEFCも要望があれば扱っている。我々としては、FSCもPEFCも細かいところは違うが、認証材というカテゴリーからして、認証材という認識を上げていきたいということで、テーマは違うのだろうが、同じように考えてやっている。ただ、我々の扱うところは東南アジアが多いので、どちらかというとFSCが多い。最後のご質問の認証材を増やしていきたいのかという点

については、もちろんそう思う。認証材を増やすことで、木材の総量の中の非認証材が減ると考えているので、そういう面では増やしていきたいと思っている。

関 : A社・B社共通に聞きたいのだが、両社とも主体的に持続可能な木材を使おうと推進されているが、どうしても余分なコストがかかるので、そういった面では課題としてとらえられているという話があったと思う。そうすると持続可能なものにした方がよいというのはわかるが、やはりそこは企業だから、価格以外のメリットがないと完全に切り替えできないと思う。両社とも頑張っていらっしゃると思うが、1社だけでは難しいと思うので、どうしたら持続可能な木材の競争力が高まると思うか。その点について、何かお考えがあれば伺いたい。

A社 : 大変難しい問題。話を聴いていただければ、コストがかかるのも理解していただけるだろうし、現実のところ、経済合理性とかそういったこともあるので、理想だけ掲げていても非常に難しいことはやっていますごく思う。そういう面でいうと、価値をどのくらい世の中が認めるかというところもあるし、先ほど型枠工事業協会の方も仰っていたが、転用回数とかはすごく大事なところだと思う。また、コストアップを吸収するために輸送費の削減などで努力はしている。実際使う方から、少し高くても認めていただけるような製品を作らなければと思っており、いろんなご意見を聴きながらコストに見合う商品を作っていかなければと思っている。

B社 : 持続可能性の定義が難しいという話は先ほど申し上げたが、今、ESG投資というのが日本でも大変関心を集めていて、金融機関や機関投資家からもどういう木材を使っているのか、どういう管理をしているのかという質問が増えてきている。その時に1点気をつけたいのが、今、たまたまコンクリート型枠合板の話をしているが、木材には他にもっとたくさん種類があるわけで、オリンピック関連施設でも、型枠合板以外にたくさんの木材が使われている。そういうことを考えたときに、それを100%認証材にしようということは、今の流通量から考えて不可能。今、世界の森林面積の11~12%が認証林と言われているが、認証林の中でも保護を目的とした森林もあるということを見ると、実際に出材され世の中に流通している材の中で、認証材はどれくらいあるのかという中で、100%認証材にしましょうというのは、現状では不可能だと思う。不可能をどういう風に可能な状態に近づけていけるかという中でいろいろ議論があると思うが、まずは、持続可能性の定義とか、どういう風に原産地国の仕組みや取り組みを変えていくかというところ。よくコップに水が半分入っているのか、半分カラなのかという表現の違いの話があるが、「まだ半分カラだ」の話が強く出てくると、原産地国で努力して変えていくことのインセンティブが生まれにくいと思う。何も無い状態から少しでも良くしていくという考え方で、クリーンウッド法もそういう考え方で合法伐採木材の流通促進という風になっていると思うので、その現実感とどれくらいかけて変えていけるのかということをしっかり見極めて取り組んでいくことが業界として大事だと思う。もう一つは、消費者の関心というのは大事だと思う

ので、先ほど A 社さんも仰っていたが、出自としては FSC の山から来ているのだけれども途中で COC がつながらず、もしくは、日本のお客様が欲しがらないので、FSC のマークをつけずにいるものも実際にはある。そういう時に、我々も社内の中期目標の中で販売数量を増やすというのにはあるので、営業マンに対しても、お取引先に対してどうやって認証材のメリットを伝えるかということは、A 社さんと同じように地道な努力をしているところ。けれども、末端の消費者まで距離が遠いということもあって、特に型枠合板となれば目に見えないところに使うものなので、よく言われることだが消費者の意識改革については、業界としても努力はしていくが非常に大きなテーマかなと思う。

橋本：型枠工事業協会に聴きたいのだが、資料 2—4 の 5 で、調達基準の検討についてというところがあり、「仮に PEFC 合板が使用不可となると、南洋合板で FSC 合板が非常に高価で微量」という記載があるが、一方で型枠合板の調達状況の数量を見ると、マレーシアの森林認証材が 18,600 枚でインドネシアのものが 118,900 枚ということで、実際に使われているものはインドネシアのものがマレーシアのものの 10 倍近くある。マレーシアの PEFC がダメとなったら、純粋に FSC になるのではなくて、インドネシアに調達先が変わると想定されるのか。

荒井（日本型枠工事業協会）：これは 5 月時点の数量だから、現状ではもう少し変わっているものだと思う。最終的には、桁が違ってくる枚数になってくる現場もあると思う。そこで最初にも言ったが、PEFC 材のものが多くて、例えば、マレーシア、インドネシアなど、そこで調達するところが使用不可になってしまうとどうなのか、輸入されている商社の量とかそういったものも非常に心配だった。実際には、海外の FSC 認証というのは A 社が単独で入れているものが多い。PEFC 材は数社あり選択肢としては多い。認証材ということで、私たちはどちらのレベルが高いということではなく、認証材として OK が出ているものを今、選択して使っているというのが現状。

橋本：ただし、数量として一番多いのは（FSC、PEFC）認証ではないインドネシアのものということか。

荒井：現状で使っている分が多い。現場として、先行しているところが多いということだと思う。

橋本：最終的にはマレーシアの認証材が増える方向に落ち着くということか。

荒井：施工の度合いとスピードが違うので。

事務局：この型枠合板の調達状況の数字は半年ごとに更新するというにしておき、ここで曖昧な情報で議論しても仕方ないので、半年後に出す数字を見ていただきたい。

橋本：もう一点だが、認証材の価格が高いという風によく聞くが、そうだとしたら、認証材はどのくらい高いのか。

A 社：末端価格はわからないが、我々段階の価格では 5% くらい高い。

B 社：今の橋本さんの質問の 1 点目のポイントだが、この検討会のゴールというか、見直し

をするのかしないのかということと、ここで決めることがほかの議論に影響するのではと思うと、FSC はよくて PEFC はダメというところに落ち着くのは非常に違和感がある。民間の認証機関がやっていることで、パーム油の認証にしても、FSC にしても PEFC にしても、それぞれの地域でそれぞれ賛否があるというところだと思う。民間事業者としては、国連的ないわゆる国際機関が定める正式な認証がない中で、民間団体の中で脈々と 20 年間やってきたものが、細部の綻びに光を当てて認証制度そのものがダメだという話になると、業界としては非常に混乱を来すと思い、拙速な議論を懸念する。前回、前々回の議事録も拝見しているが、マレーシアの PEFC 材が入っていたことで調達基準がうまくいっていないという判断になるのは違和感を持っている。きちんと認証を取っている材であるが、その材を扱っている企業の過去の道義的な話だったり、話になってくると、もともとの調達基準を決めてどういう材をプロダクツとして購入するかということとやっていると思うので、このままの議論でマレーシアの PEFC 材はダメなんじゃないかという議論になっていくのは懸念を覚えるところ。

富田：型枠工事業協会に聞きたい。転用とか再使用の概念について、有明体操競技場に 7,600 枚とあるが、これは同じ現場で繰り返し使われるというのと、その現場を離れて別のところに行くという 2 つのルートがあると考えてよいのか。

荒井：そのとおり。

富田：以前使っていたものをきれいにして、別の現場に持っていくこともあるということか。

荒井：それに加えて、以前に他の現場で使っていたものを、持ってきて使うというもの。

富田：国産材だと 5~7 回しか使えないということか。

荒井：試験をした会社がそういった印象を持っている。転用回数が多いのはマンションなどの集合住宅で使用しているもので、こういった大型現場で 5m・6m の打設を一度にする現場と 2m の打設をする現場では型枠の打設強度が全然違ってくるし、仕上げにしても化粧打ちっぱなし、素地のものが競技場等だと多い。そういったところで差が出てくる。

富田：型枠に使われている木材の中で、認証されているものはどのくらいの割合か。

荒井：今年になって認証材が入り始めたと思う。認証材としてのスタンプをしていなかったというものもあり、それがきちんと正規に入ってくるのが蓋を開けてみたらあった。

A 社：そのとおりと思う。マークつけると高くなるので。

B 社：あえてマークをつけないでという依頼もある。認証材の中で作っているのだけれども、高くなると困るからつけなくてくれと。

天野：B 社の意見はまともだと思う。その補強だが、我々は熱帯林をどう保全するかということとやっているが、認証材というのは一つのツールではある。20 年くらいの歴史を持っていて信頼もある。ただ、実際に森林減少が起きているのを止める力としては不足している。それぞれの国にどうガバナンスを持ち込むかということが大事で、それがクリーンウッド法もそうだが、いわゆる合法木材。ただそれが、それぞれの国で

CPI もそうだがキャパシティが違うので、そこにデュー・ディリジェンスが必要。認証材しかないということになってくるとそれでは熱帯の保全がなかなか働かない。そこに、相手の国のキャパシティをどう上げるかというときに、この前のインドネシアの話があったが、森林減少につながっているという木材は合法でもある程度外すといった方が現実的だと思う。

橋本：天野先生の「森林減少につながっているという木材は合法でもある程度外す」というご意見に賛成。あと B 社が仰ったように、認証を等しく同じものとしてみようと、それぞれ違いがあるのだという意見がある一方で、世の中の期待が熱帯のような場所で、天然林の減少を抑えていくということに移ってきた数年間だと思う。これは残念ながら木材業界から起こったことではなくてパーム油とか天然ゴムとか割と農作物系のサプライチェーンの方たちが、そういうところで作られているパームは使いたくないという流れが強くて、トレンドとしてそんな流れにある一方で、私を含めずっと木材の NGO とか業界の方が、合法性やトレーサビリティとか森林認証とか今の調達基準のようなアプローチをとってきた経緯がある。一方で調達基準の 2 の③や④が守られている担保は、とりあえず森林減少につながっていなければいいのではないかと、天野先生が仰っているような天然林減少につながる森林転換材を外すようなことをすればある程度担保することができるのではないかと思う。デフォレストレーションフリーサプライチェーンとかいろんなことが言われている中で、PEFC はだめだと言っているのではないのだが、FSC だと担保できることが PEFC だと結果的に担保できないことがあるというのが話をすごくややこしくしている。PEFC をだめだと言いたいわけではなくて、今の世界的な要請が森林減少ゼロだったら、FSC じゃなくてもいいので、どんな方法でもいいからそれを最低限担保できればいいのではないかという提案がしたくても、認証という話にしてしまうと、FSC だとできていて、PEFC だとできていない場合があるという話になってしまうと、結局 FSC じゃないとだめなのかと言われてしまう。およそ熱帯林などの減少を避けるようにすること、いよいよ避けていかなければならないという話が問われていて、その調達基準の改定をするのかしないのか、ずっと専門家に来ていただいでいて、あと何回かの議論でしていかなければならない。ぜひ天野先生の仰るような方向が反映されるような、議論をしていけたらいいと思っている。

### **3. 通報受付窓口の実施状況について**

事務局より資料 3 に沿って説明

秋月：これまでの説明に関して、ご質問・ご意見があればお願いします。

富田：2 つあり、1 つは寄せられた通報は組織委員会の調達案件ではないということだったが、東京都や JSC に関係があるということだとすると、働きかけ、同じような通

報制度を作ってもらおうというアイデアもあったかと思うので、そちらに投げたのか。ちゃんとした仕組みができていないまでもこういうのが来ていますよと伝わっているか。押し返してここは窓口ではありませんと言ってしまうと通報制度自体の意味をなしていないと思う。ここをどうしたのか確認したい。あと、意識されていると思うが、周知状況について。周知されていないと意味がなくて、働いている人にも見えるところに、たとえば、建設現場にこういうのがありますと掲示するかそういった努力をしていかないと、仕組みはあるのだが結局使われる状態になっていないという状況になってしまって問題かなと思う。そういったところも考えて、今後海外のサプライチェーンへの周知というのも認識されていると思うが、何となく一般的に広まればいいということではなくて、いかに人権が侵害されるおそれがある人に伝えるかという取組を意識してやっていただきたい。

事務局：1点目については、2つ通報があったが、1件目はもともと想定していた通報とか苦情といったものではなくて、調査したいという「要望・要請」だった。そのため、現場がどこかということは別にして、我々が想定していたこの窓口で処理すべきものとは性質が違ったところ。我々としては通報してきた方と対面で面会して、現場の再発防止状況などを説明して、一定のご理解をいただけたかなと考えている。また、その方はその現場だけに關心があるわけではなくて、大会全体の安全確保に関心があるということだったので、そういったことについては意見交換していきましょうということで対応をしている。2件目は、組織委員会の案件ではなかったが、東京大会の調達に直接関係する案件でもないことがわかった。そのため、東京都やJSCにも働きかけるといってもしていない。こちらについても、我々としてできる範囲ということで、現地の工場と通報してきた方々とのつなぎのところでお手伝いできないかというところで動いた。周知の方法については我々も認識しており、サプライヤーにこの仕組みがあることを周知していく中で、ご提案のあったように労働者の目に見えるところに貼ってもらうことなどお願いをしていくことも考えていきたい。

富田：2件は該当しないということでわかったが、東京都やJSCといった関係するところが通報制度の仕組みをどのような状態で準備されているかわかれば教えてほしい。

事務局：以前のWGでも申し上げたかもしれないが、東京都もJSCも通報受付窓口は両者とも設置していただいている。我々が作った仕組みを参考にされていて、助言委員会がないなど全く同じではないが、それぞれ受け皿として窓口を設けている。我々組織委員会のウェブサイトにも組織委員会・東京都・JSCそれぞれの窓口の連絡先などの情報も載せているので、直接そちらに通報していただくことも可能になっている。また、我々のところに東京都やJSCの案件が来れば、それぞれの窓口を紹介することになる。

関：事実確認だが、透明性の観点から処理状況を開示するとなっているがどの範囲まで開示するのか教えていただきたい。また、受け付けた2件がたまたま4月2日という同じ日だが、別々の方が偶然同じ日に来たのか。同じ方からの2件ではないのか。

事務局：開示の範囲だが、資料のとおり、毎月、横の表でこういう通報が来ている、それがどういうステータスにあるということをアップデートしている。また、処理が終わったものは縦の個票を公表している。基本的にはどういう通報があったのか、対象内だったのか対象外だったのか、その理由は何なのか、どういった対話があったのか、合意に結び付いたのか、改善措置がなされたのかといったことを書いていこうと思っている。悩ましいのが、あまり細かすぎると、通報した人、通報された人が特定されてしまう。特に、通報した人の情報は慎重に守らなければならないと思うので、その辺をむやみに出すことにはならないと思う。同じ4月2日というところについては、それをいま答えるべきか判断が難しい。

関：それを開示すべきという意味で言ったのではなくて、逆に言うと実質1件しかないのかなと思ったので伺ったもの。

事務局：実は、2つとも受付を開始した4月2日より少し前に話が来ていたので、窓口の運用を開始した4月2日に受け付けたものとして整理したところである。

#### 4. 今後の予定について

事務局：次回のWGの日程については調整中。内容としては、木材の調達基準に関してこれまでヒアリングした結果を整理することを予定している。